

○岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要綱の制定について(通達)

(平成 17 年 11 月 18 日岡指第 427 号／岡会第 509 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 12 月岡指第 566 号・岡会第 592 号

各部長
首席監察官
各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要綱を定めたので、誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 8 第 1 項の規定による放置車両の確認及び標章取付け事務(以下「放置車両確認事務」という。)の委託に関し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第 2 入札方式の指定

総合評価一般競争入札方式で実施する業務委託は、警察本部長が個別に指定したものとす。

第 3 落札方法

1 入札者には、入札価格及び入札価格以外の業務の適正確保に関する基準(以下「総合評価落札基準」という。)についての関係書類(以下「提案書」という。)をもって申込みをさせるものとし、次の各号に掲げる要件すべてを満たす者のうち、第 4 に定める総合評価の方法によって得られた点数(以下「評価点」という。)の総合得点が最も高い者を落札者とする。

(1) 予定価格以下の額で入札価格を設定した者であること。ただし、事前に設定する低入札価格調査基準価格以下の額を入札価格に設定する入札者については、当該入札価格が適正な価格か否かの調査を行い、当該入札価格では契約を適正に履行できないと認められるときは、落札者とするできないものとする。

(2) 入札価格以外の総合評価落札基準についての提案書の内容が、入札説明書において明らかにした総合評価落札基準をすべて満たしていること。

2 評価点の総合得点の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

第 4 総合評価方法

総合評価落札基準に対する提案書の評価方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる総合評価落札基準は、評価項目(当該委託業務の公正及び的確な遂行を確保するために必要と考えられる項目を大・中・小分類に区分して設定するものをいう。以下同じ。)ごとに設定する。
- (2) 前号の規定により設定された評価項目ごとの総合評価落札基準は、各評価項目ごとに具体的な評価内容を示すものとする。
- (3) 提案書の内容に対し、各評価項目ごとの必要・重要度に応じて点数を定める。
- (4) 提案書の総合評価は、入札価格及びその他の評価項目について、前号により算出された点数を合計して決定する。

第5 入札参加資格

- 1 総合評価一般競争入札に参加できる者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、かつ同令第167条の5及び第167条の5の2の規定により定めた放置車両確認事務委託入札参加資格の要件すべてに該当する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6に規定する学識経験者に対して不正な働き掛けを行った者は、入札参加資格を取り消すものとする。

第6 学識経験者からの意見聴取

警察本部長は、第2に規定する総合評価一般競争入札の実施に関し、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第7 委員会の設置

警察本部長は、第6に規定する意見聴取を円滑に実施するとともに、適正な業務の遂行を図るため、学識経験者からなる委員会を設置するものとする。

第8 入札申込みの無効

第5に定める入札参加資格を有しない者が行った入札申込みは、無効とする。

第9 結果の公表

- 1 落札者決定の後、落札者名及び落札者の評価点の総合得点を公表することができるものとする。
- 2 1の規定による公表の後、入札参加者の求めがあった場合、当該入札参加者の入札に係る評価点の総合得点を開示するものとする。

第10 その他

総合評価一般競争入札を実施するに当たっては、この要綱に定めるもののほか、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)の定めるところによるものとする。